

文部科学省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈文部科学省評価委員会〉
日本学術振興会	理事 (主として、科学研究費、特別研究員、国際交流事業等)	H19. 10. 1～H23. 9. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のありました業績勘案率（案）「1. 0」については、特に意見はありません。

以上

別紙

文部科学省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		文科省評価委による算定内容						業績勘案率 ϵ (ϵ' 調整後) (※7)
				機関実績勘案率 α (※1)	(参考) 在任期間	個人業績勘案率 β (※2)	基礎業績勘案率 ϵ' ($0.75\alpha + 0.25\beta$) (※3)	調整		
		役員報酬規程に基づく役員報酬の増減 (※4)	目的積立金の有無 (※5)					その他法人や個人の業績等で特段に考慮すべき事情 (※6)		
日本学術振興会	理事	H19. 10. 1~H23. 9. 30	同左	1. 1	1. 1	1. 1	なし	なし	あり (※8)	1. 0

(※1) 「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定（平成19年4月25日一部改正）。以下「基本的考え方」という。）の「1.（2）」において、「当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を機関実績勘案率 α とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。」とされている。

(※2) 「基本的考え方」の「1.（3）」において、「当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 β を0.0~2.0の間で決定することとする。」とされている。

(※3) 「基本的考え方」の「1.（1）」において、「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x, y （注. 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は0.25を超えないこととする。）を乗じ、「基礎業績勘案率 ϵ' 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。」とされている。

$$\epsilon' = x\alpha + y\beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x \geq 0.75, 0.25 \geq y > 0)$$

(※7) 「基本的考え方」の「1.（1）」において、「評価委員会は ϵ' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の ϵ を決定する。

- ①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況（※4）

②目的積立金の積立状況（ ε が1.5を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。）（※5）

③その他、法人や個人の業績等で特段に考慮すべき事情（※6）」とされている。

（※8）法人業績、個人業績を前任の理事のそれらと比較した時、極めて好調であることを定量的に説明できないという判断に至った。